

Top のマンガで学ぶ 刑法 新旧対照表

令和5(2023)年の刑法等の改正に伴い、本書のうち下記表「旧」の部分を「新」に読み替えてご使用ください。

頁	旧	新
55	<p>【強制性交等罪】 被害女性をダンプカーに引きずり込もうとした段階において、既に強制性交等に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において、強制性交等行為の着手があったと認めている(最決昭45. 7. 28)。</p>	<p>【不同意性交等罪】 被害女性をダンプカーに引きずり込もうとした段階において、既に不同意性交等に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、その時点において、不同意性交等罪の行為の着手があったと認めている(最決昭45. 7. 28)。</p>
76	<p>強制性交等罪 13歳以上の者に対して、暴行・脅迫を用いて性交等を行うことにより成立する犯罪をいう。13歳未満の者に対しては、暴行・脅迫を手段としなくても、性交等のみで成立する犯罪をいう(177条)。</p>	<p>不同意性交等(わいせつ)罪 ① 暴行・脅迫等の8類型の行為等により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交等(わいせつな行為)をした場合、又は、② 行為がわいせつなものではないと誤信させたり、人違いをさせたりするなどして性交等(わいせつな行為)をした場合に成立する犯罪をいう。①②に該当しない場合であっても、③ 相手が13歳未満の子供である場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子供であるのに対して行為者が5歳以上年長である場合に性交等(わいせつな行為)を行うことで成立する犯罪をいう(177条・176条)。</p>
76	<p>強制わいせつ罪 13歳以上の者に対して、暴行・脅迫を用いてわいせつな行為を行うことにより成立する犯罪をいう。13歳未満の者に対しては、暴行・脅迫を手段としなくても、わいせつな行為のみで成立する犯罪をいう(176条)。</p>	
76	<p>強盗・強制性交等罪 同一機会に強盗と強制性交等が行われた場合に、その前後関係を問わずに成立する犯罪をいう(241条1項)。</p>	<p>強盗・不同意性交等罪 同一機会に強盗と不同意性交等が行われた場合に、その前後関係を問わずに成立する犯罪をいう(241条1項)。</p>
87	<p>POINT 1 単純逃走罪は成立しない。</p>	<p>POINT 1 単純逃走罪は成立する。</p>
88	<p>関連条文 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、1年以下の懲役に処する(97条)。</p>	<p>関連条文 法令により拘禁された者が逃走したときは、3年以下の懲役に処する(97条)。</p>
88	<p>単純逃走罪 意義 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときに成立する犯罪です。</p>	<p>単純逃走罪 意義 法令により拘禁された者が逃走したときに成立する犯罪です。</p>
88	<p>① 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者であること (1) 拘禁された者 刑事収容施設に拘禁されている者をいいます。収容前の者は、これに当たりません。 (2) 既決の者 刑の言渡しを受けて確定し、その執行のため刑事収容施設に拘禁されている者をいいます。 (3) 未決の者 刑が確定するまでの間、勾留状により拘禁されている者をいいます。</p>	<p>① 法令により拘禁された者 およそ法令により身体の自由を拘束された者をいいます。</p>
89	<p>POINT 1 甲は、刑事収容施設に収容される前の者であり、「拘禁された者」ではないため、単純逃走罪は成立しない。</p>	<p>POINT 1 甲は、刑事訴訟法により通常逮捕されており、法令により身体の自由を拘束されていることから、「法令により拘禁された者」に当たるため、単純逃走罪が成立する。</p>
89	<p>判例 未決の者</p>	<p>判例 勾留状により拘禁されている者</p>
90	<p>関連条文 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は2人以上通謀して、逃走したときは、3月以上5年以下の懲役に処する(98条)。</p>	<p>関連条文 前条に規定する者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は2人以上通謀して、逃走したときは、3月以上5年以下の懲役に処する(98条)。</p>
90	<p>意義 単純逃走罪に該当する者のほか、勾引状[*]の執行を受けた者が、拘禁場や拘束器具を損壊し、暴行・脅迫^{▶P.188}をし、又は2人以上通謀し、逃走したときに成立する犯罪です。 ※身体の自由を拘束する令状をいう。</p>	<p>意義 法令により拘禁された者が、拘禁場や拘束器具を損壊し、暴行・脅迫^{▶P.188}をし、又は2人以上通謀し、逃走したときに成立する犯罪です。</p>

90	要件 ① 勾引状の執行を受けた者等であること 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者(単純逃走罪に該当する者)のほか、勾引状の執行を受けた者です。	要件 ① 法令により拘禁された者 単純逃走罪と同様に、およそ法令により身体の自由を拘束された者です。												
90	<table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>勾引状の執行を受けた者に当たるか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行犯逮捕された者</td> <td>当たらない</td> </tr> <tr> <td>令状発付前の段階にある緊急逮捕された者</td> <td>当たらない</td> </tr> </tbody> </table>	例	勾引状の執行を受けた者に当たるか	現行犯逮捕された者	当たらない	令状発付前の段階にある緊急逮捕された者	当たらない	<table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>法令により拘禁された者に当たるか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行犯逮捕された者</td> <td>当たる</td> </tr> <tr> <td>令状発付前の段階にある緊急逮捕された者</td> <td>当たる</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正により、表内の例は全て当たる例となります。</p>	例	法令により拘禁された者に当たるか	現行犯逮捕された者	当たる	令状発付前の段階にある緊急逮捕された者	当たる
例	勾引状の執行を受けた者に当たるか													
現行犯逮捕された者	当たらない													
令状発付前の段階にある緊急逮捕された者	当たらない													
例	法令により拘禁された者に当たるか													
現行犯逮捕された者	当たる													
令状発付前の段階にある緊急逮捕された者	当たる													
92	1 結論 甲は、刑法上の刑責を負わない。	1 結論 甲は、 単純逃走罪の刑責を負う。												
92	2 単純逃走罪 (1) 主体 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者である。 ア 拘禁された者 刑事施設や留置施設等の刑事収容施設に拘禁されている者をいう。 イ 既決の者 確定判決を受けて刑事収容施設に拘禁されている者をいう。 ウ 未決の者 刑が確定するまでの間、勾留状により拘禁されている者をいう。	2 単純逃走罪 (1) 主体 法令により拘禁された者 である。 およそ法令により身体の自由を拘束された者 をいう。												
92	3 加重逃走罪 (1) 主体 単純逃走罪の主体に該当する者のほか、「勾引状の執行を受けた者」が主体となる。	3 加重逃走罪 (1) 主体 単純逃走罪と同様に、法令により拘禁された者 である。												
93	4 設問に対する検討 甲は、通常逮捕されて引致途中の者である。このため、「勾引状の執行を受けた者」として、加重逃走罪の主体とはなり得るが、単純逃走罪の主体とはなり得ない。 次に、甲は、手錠と捕縄を外して投げ捨てているが、手錠や捕縄は拘束のための器具に当たるものの、投げ捨てた行為は、加重逃走罪における「損壊」に当たらない。 したがって、甲には単純逃走罪も加重逃走罪も成立しないことになる。	4 設問に対する検討 甲は、通常逮捕されて引致途中の者である。このため、「 法令により拘禁された者 」として、 単純逃走罪と加重逃走罪の主体となる。 次に、甲は手錠と捕縄を外して投げ捨て「 逃走 」しているが、手錠や捕縄は拘束のための器具に当たるものの、投げ捨てた行為は、加重逃走罪における「損壊」に当たらない。 したがって、 甲には単純逃走罪が成立するが 、加重逃走罪は成立しないことになる。												
129	判例 被害者に逮捕・監禁の認識がない場合 強姦罪(現・強制性交等罪 ^{P.076})の目的	判例 被害者に逮捕・監禁の認識がない場合 強姦罪(現・ 不同意性交等罪 ^{P.076})の目的												
139	罪数 ② わいせつ目的で被害者を略取・誘拐して現実に強制わいせつ行為を行えば、営利等略取・誘拐罪と強制わいせつ罪 ^{P.076} (176条)の牽連犯 ^{P.076} となります。	罪数 ② わいせつ目的で被害者を略取・誘拐して現実に 不同意わいせつ行為 を行えば、営利等略取・誘拐罪と 不同意わいせつ罪 ^{P.076} (176条)の牽連犯 ^{P.076} となります。												
188	強盗・強制性交等致死罪 同一の機会に強盗行為と強制性交等が行われ、そのいずれかを原因として死の結果が生じた場合に成立する犯罪をいう(241条3項)。殺意を持って被害者を死亡させた場合を含む。	強盗・ 不同意性交等致死罪 同一の機会に強盗行為と 不同意性交等 が行われ、そのいずれかを原因として死の結果が生じた場合に成立する犯罪をいう(241条3項)。殺意を持って被害者を死亡させた場合を含む。												
188	【暴行と脅迫の概念】 最狭義の暴行・脅迫の例(表最右欄)のうち 強制わいせつ罪(176条) 強制性交等罪(177条)	【暴行と脅迫の概念】 最狭義の暴行・脅迫の例(表最右欄)のうち 強制わいせつ罪(176条) 強制性交等罪(177条) を削除。												